

平成29年度第2回境港市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 平成29年12月21日(木)

場 所 境港市役所第一会議室

出席者 (委員) 足立 利昭、門脇 重仁、足立 則文、遠藤 秀之、柏木 香寿子、
柏木 咲子、木村 清、田中 茂人、早川 明美、山田 隼人、渡辺 はるみ
欠席者 (委員) 松野 充孝、松本 憲昭、山本 真次
事務局 市民生活部長 佐々木 史郎、市民課長 池田 明世、
市民課保険年金係長 隠岐 京子、市民課 石長 恵
傍聴者 なし

(1) 開 会 午後1時30分

(2) 会長あいさつ

(会 長) 平成30年度に制度改革があり、国保は県に移管される。納付金制度の導入により、一部の市町村では保険料が上がることも想定されるため、国による激変緩和措置が用意されている。

本日の協議事項は、平成30年度の国民健康保険のあり方についてである。資産割の廃止と保険税率の改定の2点について協議いただく。例えば、資産割を廃止した場合の保険税の方向性だが、残りの3つをどのようにすればバランスよく賦課できるかということである。十分に審議いただき、よりよい方向性を出していただきたい。

(3) 市民生活部長あいさつ

(部 長) 前回の協議会では、平成28年度の国保会計の決算を中心に、本市の実情と平成30年度から始まる制度改革、今後審議いただく項目について説明した。今回は改めて30年度の保険税についてご審議いただきたく、諮問をさせていただく。

今回の制度改革の中心となる納付金制度においては、県が示す金額をもとに、市町村はその額を賄うだけの保険税率を算定することになる。金額は来月にならないと決まらないので、実際の保険税率の審議は次回の協議会でお願いする。

本日は資産割の扱いについて審議いただく。資産割は法律で認められた賦課方式だが、今の実情にそぐわなくなっているのではないかと考え、制度改革の機会に廃止してはどうかと考えている。ただし、資産割をなくせば、これまで資産割で賄っていた部分の歳入がなくなるので、その部分をどう確保するかが問題となる。このことは、県が示す納付金の額により全体的な歳入不足が生じた場合の対応と、相通じる問題である。

まずは、歳入不足をどういった考え方で補うのかという観点から、基本的な方向としていくつかのパターンを用意しているので、ご審議いただきたい。

(4) 委員出席状況報告

(事務局) 本日の会議の定足数について

松野充孝委員、松本憲昭委員、山本真次委員が欠席。出席した委員は11名で委員定数の2分の1以上なので、協議会規程第5条第2項により、会議が成立していることを報告する。

(5) 市からの諮問

市民生活部長から会長へ諮問書を提出

(6) 議事録署名委員の選任

(会長) 議事録署名委員は、木村清委員と柏木香寿子委員とする。

(7) 協議事項

(会長) 『平成30年度境港市国民健康保険税について』、審議いただきたい。

(事務局) 本日の協議事項は2点である。1点目に、現在の賦課方式の変更として資産割の廃止を提案する。資産割は、資産の多寡をもとに税負担力をとらえる制度だが、昨今の社会情勢に必ずしもそぐわなくなっている。平成30年度の制度改革により都道府県も国保の保険者となり、今後は保険税負担についても標準化が進められる。制度改革に合わせて資産割を廃止することにより、税負担の公平を図りたい。

2点目に、資産割を廃止した場合の保険税率の方向性について審議いただきたい。廃止しない場合においても、新たに導入される納付金制度によって国保財政の仕組みが大きく変わるので、保険税率の見直しが必要となる。税率を上げないために、市としてもより多くの補助金を確保するよう努力しているが、現在よりも保険税率を上げなくてはならない可能性もある。

本日は平成29年度賦課額を基準として保険税率について審議いただき、次回の協議会では実際の納付金額をもとに審議いただく予定である。

(事務局) 『平成30年度境港市国民健康保険税について』説明。

《要 旨》

◆新たな「納付金」制度

平成30年度から新たに始まる納付金制度は、被保険者数や保険給付費額等に応じて県が示す納付金総額を、市町村は保険税や国からの交付金などで確保して、県に納めるというもの。県はこの納付金を財源として、市町村に保険給付費額相当を交付する。これまで市の保険給付の財源は市が独自に確保していたが、県単位にすることによって、予算不足が回避できるようになる。予期せぬ給付増などにより保険給付費が納付金額を上回った場合は、不足分は翌年の納付金に上乗せされる。

平成30年度の納付金額の確定は、1月中旬。

◆現在の保険税賦課方式

現在の保険税の計算方式は、前年の所得に応じて計算される「所得割」と、当年度の固定資産税額に応じて計算される「資産割」、1人あたり定額の「均等割」、1世帯あたり定額の「平等割」の4項目の合計を使う「4方式」である。このほかに、資産割を除く3項目で計算する「3方式」と、所得割と均等割だけで計算する「2方式」がある。それぞれメリットとデメリットがあるため、市町村の実情に応じて選択することが可能。境港市は現在まで、4方式を採用している。

◆資産割の利点と課題

資産割は法律に定められた賦課方式であり、所得割を補完する制度として位置づけられている。所得は毎年変動するが、資産は経済の動向に左右されにくいので、不況等で所得が下がった年も資産割の賦課額はほとんど変わらず、国保会計としては安定した収入につながるという利点がある。一方で、現在の境港市の情勢とはそぐわなくなっており、課題もある。

(資産割における課題)

- ・収益性のない居住用の資産が多いため、資産が負担能力と比例せず、資産割が低所得者の負担となっている
- ・固定資産税との二重負担感がある
- ・他の健康保険には、資産に応じて算定する制度がない
- ・市外にある資産には課税されず、不公平感がある

このように、資産割は現在の境港市の情勢にはそぐわない制度であると言える。30年度の国保制度改革のタイミングに合わせて資産割を廃止して、税負担の公平を図りたい。

◆全国の状況

平成27年度には全国の約6割の市町村が4方式だったが、30年度の制度改革を踏まえて3方式や2方式へ変更する市町村があり、4方式は減少している。現在、鳥取県は全市町村が4方式だが、島根県では以前から全市で3方式が採用されている。

◆資産割廃止の影響

資産割をなくすことにより、その部分の収入がなくなる。平成29年度の資産割総額は約6千万円で、保険税全体から見れば7%弱だが、所得割、均等割、平等割のいずれかを増やして不足を補う必要があるため、負担が増える世帯が発生する。

(資産割廃止による影響)

- ・均等割でまかなう場合・・・全世帯が増額
- ・平等割でまかなう場合・・・全世帯が増額
- ・所得割でまかなう場合・・・所得割のみ世帯（全体の18.0%）は増額。

所得割と資産割のある世帯（全体の38.6%）は
所得割分が増額し、資産割分が減額する。

◆資産割廃止後の保険税率の試算

資産割を廃止した場合の税率について、3パターン試算した。30年度の納付金額が決まっていなため、29年度の賦課額を基準として「資産割なしで29年度と同額を確保するために必要な税率」という観点で試算している。所得割・資産割・均等割・平等割それぞれが、医療分・後期高齢者支援分・介護保険分の3つから構成されているが、今回は合計のみを記載した。3つのうち、介護保険分は40歳未満と65歳以上には賦課されない。また、一定の基準以下の所得の世帯には、均等割と平等割に対して、7割・5割・2割の軽減制度があるため、低所得の世帯への負担増は緩和される。

(パターン1)

所得割の税率を上げて資産割相当額を所得割で全て賄うパターンで、所得割率が2ポイント以上増えて、15.27%になる。所得割と資産割を応能割、均等割と平等割を応益割と言い、応能割と応益割の金額が標準的な構成割合である「50対50」になるように計算したもの。なお、この構成割合は市町村の実情に合わせて変更できる。

27%の世帯は税額に増減がなく、残りは増える世帯と減る世帯がほぼ同程度。

全体の60%は増減なしか1万円以内の増減、80%は2万円以内の増減に収まる。

資産がある世帯の税額は減るが、所得割だけを増やしているため、所得がある世帯ほど負担が大きくなるという点がこのパターンの特徴。所得も資産もない世帯は、影響なし。

(パターン2)

資産割分を所得割、均等割、平等割で賄うパターン。所得割の引き上げを1ポイント以内に抑え、均等割を3,000円増、平等割を2,900円増とした。全被保険者、全世帯に一律賦課される均等割と平等割を上げたため、全世帯に影響が出る。

59%の世帯の税額が増えるが、5,000円以内の増額となる世帯が一番多く、全体の33%。

全体の65%は増減なしか1万円以内の増減、85%は2万円以内の増減に収まる。

全世帯を一律引き上げたため、パターン1より増減の幅が小さい。均等割を上げたことにより、人数の多い世帯ほど負担が大きくなる。

(パターン3)

均等割は据え置き、所得割と平等割で賄うパターンで、パターン2の人数に応じて負担が増えるという課題に対応したもの。所得割を1ポイント増、平等割を7,400円増とした。平等割を上げたので、全世帯に影響が出る。

59%の世帯の税額が増えるが、5,000円以内の増額となる世帯が一番多く、全体の32%。

全体の65%は増減なしか1万円以内の増減、85%は2万円以内の増減に収まる。

パターン2と同じような増減割合だが、人数に応じた負担増という問題は解消されている。

(事務局) 実際に県に納める納付金の額が示されていないため、29年度賦課額を基準に試算している。納付金の額によっては、これ以上の税率アップが必要になる場合もある。今回は、実際の税率を決めるのではなく、パターン1、2、3を参考にさせていただき、どのような形で賦課していくのが良いかご意見をいただきたい。パターンのいずれかではなく、パターン2と3の中間が良いとか、均等割は何円以上上げるべきではないというようなご意見もあるかと思う。そのようなご意見をまとめさせていただき、その上で、具体的な納付金額に合わせた試算を、次回の運営協議会でお示ししたい。

(会長) 『平成30年度境港市国民健康保険税について』、質問や意見があれば発言してください。

(委員) 納付金が不足した場合は翌年上乘せと言ったが、納付金額より実際の給付費額のほうが少なかったらどうなるか。返してもらえるのか。

(事務局) 県の基金へ積み立てて、翌年の納付金に反映される。

(委員) 資産割の課題として、固定資産税との二重負担感や他の保険制度にはないこと、市外の資産には賦課されないというのは、どの保険者でも同じ状況だと思う。収益性のない居住用の資産が多いというところが、境港市の課題と捉えてよいか。

(事務局) 例えば農村地帯などであれば、所有する資産の量、すなわち土地の広さが収益の多さに繋がるのでこの制度があるわけだが、現在の境港市はそういう状況にはない。広大な農地を所有して農業をされているかたは少なく、むしろ自宅などの固定資産が負担になっていることのほうが多い。

(委員) つまり同じような傾向が全国的にあるので、4方式から3方式に移行する自治体が多いということか。

(事務局) はい。

(事務局) 30年度は納付金に合わせて市町村ごとに保険税率を決めていくが、都道府県化の最終目標は保険税率の県内統一だと考えている。その場合、資産割がネックとなる。

資産割の根拠となる固定資産税の評価が、市町村によって異なっている。標準的な評価方式はあるが、固定資産税率も県内で1.4パーセントから1.6パーセントと幅があり、統一での問題となる。また、市内の資産は賦課できるが、市外の資産は同じ県内にあっても賦課できないことから、不公平感が増大する。このタイミングで、統一に向けて準備することが重要だ。

(委員) 最終的に県内統一の賦課方式になるのであれば、県に合わせるしかないのではないかと。県は今どういう方向になっているのか。

(事務局) 県と市町村で保険税率の統一について協議をしているが、すぐに統一するのは難しいとの意見もあり、現時点では具体的にいつから統一するという目標は決まっていない。今後協議していく。

(事務局) 30年度の納付金の額は1月まで確定しないが、29年度の賦課額とそれほど変わらないのではないかと。35年度までは激変緩和のために国から公費が入って、保険税の上昇が抑えられるようになっている。

しかし、年次的に激変緩和の額は減らされるので、30年度の保険税はそれほど変わ

らなくても、年々上がっていく可能性がある。保険税率が上がるタイミングで資産割を廃止すると、税が上がることで資産割廃止による所得割等の上昇の二重の負担感が出てくるので、今のタイミングがよいと考える。

(委員) 島根県は全市が3方式ということだが、鳥取県も全市町村が統一していくのであれば、全体で方式を決めなければならないのではないのか。市だけで決めてもよいのか。

(事務局) 賦課方式は市町村の実情に合わせて決められる。全国的には4方式のところもあるし、都市部では1人だけの世帯が増えて2方式にする自治体もある。県内では以前から4市を中心に3方式の話が出ていたが、実際には運営協議会や議会を経て変えなければならないので、現時点では3方式に決定した市町村はない。他市町村より先に変更したほうが良いとか悪いとかいうこともないので、市の状況で決めていただければよい。事務局としては、境港市の情勢から4方式がそぐわなくなっていると考えている。

(委員) 資産割における課題は、確かにそうだと感じた。これからの動向として、資産割はどうなのか。休眠地が多いし、資産を活かせる時代でもなく、評価額も上がらない。若い人達も、どう運用して活かしたら経済と結びつくのかわからない時代。これまで資産割を負担してきた人にとっても、ひとつの節目ではないか。二重負担感というのも、自分が実際に払うようになるまでわからなかった。資産割は時代に合わせて、廃止したらよいと思う。

(委員) 国保の世帯構成が変わってきた。30年くらい前は自営業や農業の人が多かったが、今は年金生活者や退職した人が多い。昔は固定資産をみんなが持っていて、ほとんどの世帯に資産割がかかっていたと思うが、今は57パーセント。固定資産を持った人が75歳を過ぎて後期高齢者医療制度に移ったという現状で、資産割という制度が時代にそぐわないという気がする。

(事務局) 後期高齢者医療は、75歳以上の人が加入する医療制度で、平成20年に始まった当初から資産割はなく、所得割と均等割だけの2方式である。75歳以上の人は1人か2人という世帯が多いことから、平等割もない。

資産割が賦課されている世帯が減ったことについては、やはり固定資産を持った人が75歳を過ぎて後期高齢者医療制度に移られたことが原因にある。国保の年代だと固定資産は親名義という人が多いし、若い世代にはアパートなどに住んでいて固定資産を持たない人もいる。資産の所有状況も昔とは変わってきている。

(委員) 応能・応益割合は昔から50対50だったが、これをどうするか。この割合を維持するなら所得割だけを上げることになるが、所得割が賦課されている世帯は約半分で、半分の人に資産割分を全部負担してもらうというのは乱暴な話だ。所得割も資産割もある人はまだいいが、所得割のみの人の影響が大きい。こういう人のために応益を変えらるならパターン2になる。

先祖代々の土地は利益にならないが、資産を運用していれば所得になるので、所得割がかかっている。資産割は一旦ゼロとして、その割合をどうするか。どの程度所得割を増やし、均等割と平等割をどうするか。将来的に2方式や3方式になるなら、その方向にすれば良いし、どちらがよいのか。

(会 長) 協議のポイントの1つは、来年度から資産割を廃止するのかということ。30年度の制度改革に合わせるのか、もう少し先にするのか。事務局からは、税が高くなったときに資産割を廃止すると二重の負担になるので、タイミングが難しいとの説明があった。制度改革に伴って国から激変緩和の措置があり、取り組みやすいと思うので、個人的には廃止するなら早い方がよいと思う。

(委 員) 2方式にするとどうなるか。

(事務局) 2方式は、大家族が少なく1人世帯の割合が多い都市部で多く採用されている。鳥取県内で2方式を想定しているところはない。

(委 員) 他の被用者保険は所得割のみで、国保だけに平等割がある。他の保険と比べてどうなのか。

(事務局) 社会保険は、被扶養者の人数が増えても保険料は同じであり、制度の仕組みが違うので比較は困難である。

2方式は、平等割がなく均等割だけなので、人数が増えるほど保険税が上がる仕組み。ただ、被保険者の中には、収入のない子どもや退職された人、病気等で働けない人もいるので、均等割だけで賄っていくことは負担が大きいのではないかと考えている。

(事務局) 他県では2方式を採用しているところがあるが、人数の多い世帯が多い自治体は2方式では負担が大きいのので、3方式や4方式になっている。鳥取県の実情を考えると、いきなり2方式は難しい。

(委 員) 親族全員で一世帯になっているような大家族があれば、平等割が減って問題なので直していかないといけないが、境港市にはないようだ。そういうのを直しながら、適正な世帯数にすることを前提に3方式にするのがよいと思う。

(会 長) 『平成30年度から資産割を廃止することについて』、賛成する方は挙手をお願いします。

《賛成多数》

(会 長) 賛成多数と認め、資産割は平成30年度から廃止することとする。
続いて、廃止後の保険税率の方向性についてご意見をいただきたい。

(委 員) 他市町村は資産割を廃止した後、資産割分をどう振り分けているか。

(事務局) 全額所得割のところもあるが、多くは残り3つに振り分けている。

(委 員) 所得割を1ポイント増やすと、どのくらい変わるのか。

(事務局) 所得割対象額が約32億円なのでその1パーセント相当だが、高所得者には賦課限度額があり、低所得者には軽減の制度があるので、実際には一律1ポイント分増えるのではなく、全く増えない世帯と大きく影響を受ける世帯が出てくる。

(事務局) 注目していただきたいのは、基準総所得100万円以下の世帯が76パーセントあるということ。所得割だけで賄うパターン1は、100万円以上の世帯の負担が非常に大きく、境港市の所得状況では2ポイント以上上げるのは難しい。パターン2と3の1ポイントが限度だと考えている。また、均等割を上げたときに、1人世帯ばかりなら平等に負担が発生するが、2人世帯が約40パーセントで、3人や4人の世帯もあることを考えると均等割を大きく上げることは難しいと考えている。

- (委員) 資産割を廃止して均等割や平等割に賦課することは、資産を持つ人の分を肩代わりすることになるので、かわいそうだ。資産割と所得割が両方賦課されている世帯が 38 パーセントあるが、資産がある人は所得もある場合が多いので、均等割や平等割は少なめにして所得割を増やしたらいいのではないか。
- (事務局) 特に子育て世代だが、アパート暮らしで資産はないが所得はあって、世帯員が 3 人や 4 人という世帯を想定すると、所得割・均等割・平等割の上げ方によってはかなりの負担感がある。意見を伺いながら、検討していきたい。
- (委員) 65 歳以上の方が 52 パーセントもいる。年金生活の世代だと思うので、均等割は少ないほうがよい。資産を持った人が優遇されて、持たない人が負担することには抵抗がある。均等割、平等割の上げ幅は、パターン 2 よりも少なくするほうがよい。65 歳以上で年金収入の人はどれくらいいるのか。
- (事務局) 所得の内訳は把握していない。所得と資産の関係だが、所得割も資産割もある世帯よりも、資産割はあるが所得割はない世帯のほうがかなり多い。運用して収入に繋がる資産ではなく、自宅などの、収入に繋がらない資産が多いということが言える。実際に、収入は少ないのに高額な資産割が賦課されている世帯もある。今回、このような収入に繋がらない資産の負担感を解消したいというのが提案の主旨である。
- (委員) パターン 1 は所得割が 2 ポイントも上がり、所得のある世帯が大変だ。所得割を 1 パーセント増で抑えてある、パターン 2 か 3 が落とすところだろう。
- (事務局) パターン 2 と 3 の違いについて補足する。ある程度の所得があって軽減のない世帯を想定すると、1 人世帯の場合、パターン 2 は均等割と平等割で 5,900 円の増、パターン 3 だと 7,400 円の増で、パターン 2 のほうが安い。しかし 2 人世帯になると、パターン 2 は均等割が 2 人分なので 8,900 円の増となり、パターン 3 が安くなる。3 人世帯、4 人世帯と増えるほど、パターン 2 は負担が増える。世帯人数によって負担が増えるのがパターン 2、変わらないのがパターン 3 である。
- 何人の世帯を中心に決めるかというのも一つの考え方だ。パターン 2 の人数増による負担を抑えたとすれば、均等割を抑えてその分平等割を増やすという形になる。
- (委員) 市の人口構成や増減、収入の増減を計算して、将来的にも安定した国保のシステムを継続しなければならない。継続性を考えて、安定したパターンはどれか。
- (事務局) 所得割を多くすると、景気の変動による収入減が懸念される。安定的に賦課できる均等割と平等割を含めた、パターン 2 が理想的だと考える。人数が多いとその分医療給付などの保険者負担も増えるので、均等割もある程度は増額させていただく必要があると考えている。
- (委員) 納付金に合わせた具体的なパターンを出してもらわないと判断できない。
- (事務局) 次回の協議会では実際の納付金額に合わせたパターンをお示しするが、スムーズに審議いただくために、ある程度、方向性を絞り込んでいただきたい。
- (委員) パターン 2 がよい。ただし均等割を 2,500 円にするとか、平等割を 3,100 円にするとか、そういう内訳の問題だと思う。
- (委員) パターン 2 にした場合、均等割と平等割で 5,900 円の増、パターン 3 だと 7,400 円の増になる。1 人世帯と 2 人世帯が 87 パーセントを占めている。パターン 2 の形で、

2人世帯の増が7,400円くらいになるように調整してはどうか。

(委員) 2人世帯の負担増が、均等割と平等割で7,400円を超えないようにするという。均等割を1,000円とか2,000円にしてみてもどうか。

(事務局) パターン2をベースに、均等割を下げ平等割を上げて、2人世帯の負担増が7,400円程度になるようなパターンを検討する。

(委員) パターン2は人数の多い世帯の負担が大きいとあるが、5人、6人、7人の世帯はとても少ない。1人や2人の世帯に重点を置いてほしい。2人世帯でパターン2と3の増額幅を近づけられるなら、パターン2が理屈に合うと思う。

(会長) パターン2を基本に、均等割と平等割の額がパターン3の範囲内に収まるように、という意見が多かったが、事務局は次回、この方向で試算できるか。

(事務局) はい。1月には納付金の額も提示されるので、次回は納付金に合わせた試算パターンもお示しする。今回のご意見については市長に報告し、内容を精査した上で、次回の議案とする予定である。

(会長) パターン2の均等割を下げた形にするということによろしいか。

《同意の声》

(会長) 事務局は次回、パターン2をもとに詳細な案を作って提示してください。

(8) その他

(会長) 『その他』について事務局から説明してください。

(事務局) 次回は、1月25日に開催する。

(会長) みなさんから発言はありますか。

(委員) 特定健診の方法について聞きたい。話をしてから血圧を測ると上がると聞いたことがあるが、どうなのか。

(委員) 血圧は一定の幅がある。みんなの前で測れば上がるし、健診で測ると高くなることもある。それもその人の血圧。その場では高血圧だが、高血圧症かどうかはわからない。

(委員) 健診では問診が先にあり、たくさん話をしなければならない。そのせいで普段より血圧が高めになっているなら、問診を後にすれば良いのではないか。

(事務局) 生活の中で血圧の上下はあるものなので、保健指導においては、その危険性を自覚しながら生活するよう話をしている。体の異常を発見するきっかけを作ることが健診の目的なので、様子を見つつ必要があれば医師に相談していただきたい。ただ、健診の結果通知の文面では上手く伝わらない部分もあったかと思うので、検討する。

(会長) これをもって、平成29年度第2回境港市国民健康保険運営協議会を閉会する。

(9) 閉会 午後3時45分